

安全規制管理官（PWR・新型炉担当）付 森下 泰

以下により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項の規定に基づく立入検査を命ずる。

記

1. 立入検査内容

平成25年1月31日付けで24原機（も）635及び24原機（も）636をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之 より提出のあった報告書の妥当性の確認

2. 検査期間

平成25年2月14日～15日

3. 検査実施場所

高速増殖原型炉もんじゅ

平成25年2月13日

原子力規制委員会

安全規制管理官（PWR・新型炉担当）付 熊谷 直樹

以下により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項の規定に基づく立入検査を命ずる。

記

1. 立入検査内容

平成25年1月31日付けで24原機（も）635及び24原機（も）636をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木篤之 より提出のあった報告書の妥当性の確認

2. 検査期間

平成25年2月14日～15日

3. 検査実施場所

高速増殖原型炉もんじゅ

平成25年2月13日

原子力規制委員会

安全規制管理官（PWR・新型炉担当）付 武長 顕吉

以下により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項の規定に基づく立入検査を命ずる。

記

1. 立入検査内容

平成25年1月31日付けで24原機（も）635及び24原機（も）636をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之 より提出のあった報告書の妥当性の確認

2. 検査期間

平成25年2月14日～15日

3. 検査実施場所

高速増殖原型炉もんじゅ

平成25年2月13日

原子力規制委員会

安全規制管理官（PWR・新型炉担当）付 村上 玄

以下により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項の規定に基づく立入検査を命ずる。

記

1. 立入検査内容

平成25年1月31日付けで24原機（も）635及び24原機（も）636をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之 より提出のあった報告書の妥当性の確認

2. 検査期間

平成25年2月14日～15日

3. 検査実施場所

高速増殖原型炉もんじゅ

平成25年2月13日

原子力規制委員会

地域原子力安全統括管理官（若狭担当） 森田 深

以下により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項の規定に基づく立入検査を命ずる。

記

1. 立入検査内容

平成25年1月31日付けで24原機（も）635及び24原機（も）636をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之 より提出のあった報告書の妥当性の確認

2. 検査期間

平成25年2月14日～15日

3. 検査実施場所

高速増殖原型炉もんじゅ

平成25年2月13日

原子力規制委員会

敦賀原子力規制事務所 大林 昭

以下により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項の規定に基づく立入検査を命ずる。

記

1. 立入検査内容

平成25年1月31日付けで24原機（も）635及び24原機（も）636をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之 より提出のあった報告書の妥当性の確認

2. 検査期間

平成25年2月14日～15日

3. 検査実施場所

高速増殖原型炉もんじゅ

平成25年2月13日

原子力規制委員会

敦賀原子力規制事務所 塚本 幸利

以下により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項の規定に基づく立入検査を命ずる。

記

1. 立入検査内容

平成25年1月31日付けで24原機（も）635及び24原機（も）636をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之 より提出のあった報告書の妥当性の確認

2. 検査期間

平成25年2月14日～15日

3. 検査実施場所

高速増殖原型炉もんじゅ

平成25年2月13日

原子力規制委員会

敦賀原子力規制事務所 泉池 吉広

以下により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項の規定に基づく立入検査を命ずる。

記

1. 立入検査内容

平成25年1月31日付けで24原機（も）635及び24原機（も）636をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木篤之 より提出のあった報告書の妥当性の確認

2. 検査期間

平成25年2月14日～15日

3. 検査実施場所

高速増殖原型炉もんじゅ

平成25年2月13日

原子力規制委員会